

第136回: 暴徒剣を舞う・意在沛公

中国全土が文化大革命に熱狂していたころだから、50年近く前のことである。東京は文京区の小石川に善隣友好会館という建物があり、もともとは満州国の留学生施設として建設運営され、戦後も日本と中国の共産党が蜜月関係にあったころは、日本共産党の協力支援により華僑留学生の宿舎として運営されていた。ところが1966年、上海で行われた宮本顕治と毛沢東の首脳会談がケンカ別れに終わり、日中の共産党が関係を断絶してから、この会館をめぐる日本人関係者と中国人利用者との関係が悪化し始め、翌年2月には流血沙汰のトラブルが発生した。

この事件を知った中国共産党は激怒し、北京放送は『日本共産党修正分子』は日本の警察の協力の下に暴徒を組織して善隣会館になだれ込み、日本に住む華僑の青年と、日中友好を守る日本の友人を殴打するという重大な流血事件を作り出した」云々と日本共産党を非難した。文中に「日本の修正主義分子は『チャンコロをぶち殺せ』とヒステリックに叫び」という個所があり、あのころの日本の左派には右翼をも凌ぐ蛮勇があったのかと思い、多少の感慨がないでもなかったけれど、日本共産党はこの非難を完全否定し、逆に中共を批判したが、左派の論客井上清京都大学教授が「共産黨員ともあろうものが『チャンコロを殺せ』とは情けない」と嘆いた記録が残っているので乱闘騒ぎのなか、売り言葉に買い言葉でホントに飛び出した罵声であったのかもしれない。なにせ世情荒らぶる Swinging Sixties の時代だから。

いま中国人に対し、こんな心ない蔑称を使う日本人は皆無に近い。筆者も固有名詞として知ってはいるが、使ったことはない。最近の日本の若者に至っては意味すら知らないだろう。英語にも中国人への蔑称としてチャイナマン(Chinaman)やチンキー(Chinkie)という単語は存在するが、日常使う言葉ではない。

ところが中華思想のかの国では、嫌いな国や人種への蔑称が日常生活のなかで普通に使われている。さすがは東夷・西戎・南蛮・北狄の真ん中に華があると信じ、正式国名で中華を、一般呼称で中国を名乗る人たちだ。中国人がひとたび罵声を発すれば老子さまも震えあがる。日本人は「小日本(シャオ・リーベン)」、朝鮮人は「高麗棒子(ガオリ・バンズ)」、黒人は何と「黒鬼(ヘイ・グイ)」だ。「ちびくろさんぼ」どころじゃない。身体障がい者の「残廢人」にも差別の匂いがしてイヤだ。最近パラリンピックを意識してか「残疾人」に変更する動きがあるようだが、これとて障がい者への配慮に欠けるような気がする。だから尖閣諸島デモもとい暴動に登場したスローガンは凄まじい。「宣戦」はまだマシだ。「殺光小日本！」といったベタな罵詈雑言が山ほど並んでいた。殺光小日本とは善隣友好会館で飛び出し、井上教授が嘆いた暴言そのものである。

こんな光景を毎晩ニュースで見せつけられ、暴徒の凄まじい民度を知ると、中国嫌いの日本人が増えるのは当然だ。しかし二本棒に腹を立てても仕方ないだろう。世界に恥を晒しているのは彼らであるし問題は彼らの受けてきた教育にあるわけだから、ここは冷然と打ち眺めておけばよい。そもそも人口に膾炙している中国脅威論や中国崩壊論を聞くたびに違和感を覚えるのだが、中国嫌いに限って、中国を過大評価する傾向があるようだ。中国の政治・経済・軍事・教育のレベルはみな低く、「脅威」のレベルには達していない。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

まして「崩壊」なんてとんでもない。崩壊する資格があるのは頂点を極めた国だけである。中国初の空母が完成間近になったとき艦載機着艦用のワイヤーが国内でつくれなことが判明し大騒ぎするような技術である。名目GDPは世界で第二位だが、一人当たり国民所得では日本の1割程度、従って民度も日本の1割程度なのである。今回の反日デモと反日暴動の裏には中国当局の影が見え隠れしており、人の口に戸は立てられぬというように、ネット上には「当局からバイト料を貰った」、「警察署長がデモ隊の先頭に立っていた」といった書き込みが多い。当局がネット検閲と削除を強めるなか、淀みに浮かぶうたかたのように、かつ消えかつ結びて、を繰り返す「反日スローガン」を紹介しよう。70年安保の経験者は中島みゆきの「世情」を思い出しながら、シュプレヒコール調で音読してほしい。

我々に～医療保険と社会保険はないが～心の中には魚釣島があるぞ～我々に～老後の政府保障はないが～この島の奪還だけは保障するぞ～我々に～人権はないが魚釣島の主権だけは争うぞ～我々は～家も墓も買えないが～日本人には一寸の土地も譲らないぞ～！ 注：日本語名は釣魚島ではなく魚釣島
(なるほど。社会保障に高齢化、人権問題に強制立ち退き、不動産バブルと、いま中国が抱える社会問題の総動員。中国研究家は七面倒くさい共産党文献なんぞ読まないで、フィールドワークに徹すべきだ)

我が家を取り壊したのは誰だ～故郷の山河を汚したのは誰だ～我々は日本独裁政府を打倒するぞ～
(おいおい、日本政府と地上げ屋を一緒にするつもりかよ。きみたちの故郷の山河を工場排水や乱伐で破壊した責任まで日本がとらなければいけないの?)

城管を数千人動員して魚釣島を奪還するぞ～党中央の汚職官僚を数百人派遣して日本征服だ～
(「城管」とは都市の美観を守るために、ダフ屋や露天商を取り締まる地方政府の木っ端役人のこと。これが皮肉なことに街のダニとなっているケースが増えている。街のチンピラ役人や中央政府の腐敗官僚がどれだけ恐ろしいかがよくわかる。薄熙来ではないが、人民解放軍より強くて凶暴であることは確実だ)

ここにきて反日デモが反政府デモに転じないよう中国当局が慌ててデモを禁止し始めたわけが分かるだろう。「項莊舞劍、意在沛公」、へたすると鴻門の会が現代に甦るかも。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成24年9月24日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会 加入

本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大1.2075% (税込み) (約定代金が260,869円以下の場合、3,150円 (税込み)) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

- 外国株式等の売買取引には、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大0.8400% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大0.0840% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大4.20% (税込み) (約定代金が2,625円に満たない場合は、2,625円 (税込み)) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。